

児童扶養手当制度のご案内

健康福祉課福祉係 ☎028(677)1112

児童扶養手当とは

父母の離婚、父または母の死亡などにより父または母と生計を同じくしていない児童(高校3年生相当年齢まで)や、父または母が重度の障害の状態にある児童が、心身ともに健やかに育成されることを目的として支給される手当です。

手当の受給を希望する人は、福祉係にお問い合わせください。

Q どんな人に
支給されるの？

A このような児童を監護している人に支給されます。
①父母が婚姻を解消した児童
②父または母が死亡した児童
③父または母が政令で定める重度の障害にある児童など

手当額(平成28年8月から2人目以降の加算額が増額されました)

月額 42,330円(全部支給)～9,990円(所得に応じて異なります)

※児童が2人の場合は、上記の金額に10,000円を上限に加算、3人目以降は児童が1人増えるごとに6,000円ずつ加算されます(加算額も所得に応じて異なります)。

所得制限について 受給資格者や同居している扶養親族等の所得により、手当が全部停止となる場合があります。年金などを受給している人は、年金額が手当額より少ないときにその差額が支給されます。詳しくは福祉係に電話または町ホームページをご覧ください。

支給月 4月(12～3月分)、8月(4～7月分)、12月(8～11月分)

毎年の手続き(現況届)

手当を引き続き受給するために、毎年8月に現況届を提出することが義務付けられています。今年度の受付期間は8月1日(月)～10日(水)です。

所得が限度額を超えていて手当が全部支給停止となっている人も、現況届の提出が必要です。必ず窓口での手続きが必要となりますので、健康福祉課窓口にお越しください。

※現況届の提出がない場合は、手当が支給されません。また、2年間提出がない場合は時効により資格喪失となります。

平成28年度臨時福祉給付金と 障害遺族年金受給者向け給付金の申請は 8月29日(月)から

確認じゃ!

平成28年度 臨時福祉給付金

1人につき 3,000円

支給対象者

平成28年度分の住民税が課税されない人
(ただし、住民税課税者の扶養親族になっている人や生活保護を受給している人などは除く)

障害・遺族年金 受給者向け給付金

(年金生活者等支援臨時福祉給付金)

1人につき 30,000円

支給対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者のうち、平成28年5月分の障害基礎年金や遺族基礎年金等を受給している人
(「高齢者向け給付金」(3万円)を受給した人は除く)

※支給はどちらの給付金も1回です。

※両方の支給対象者に該当する人は、2つの給付金を受給できます。

※基準日(平成28年1月1日)時点で芳賀町に住民票がある人が対象です。

申請方法など

- 申請期間 8月29日(月)～11月29日(火)(当日消印有効)
- 提出書類 ・申請書(対象になる可能性がある人に8月下旬に郵送)
・本人確認書類の写し
・振込口座の通帳の写し など
- 提出先 健康福祉課福祉係
- 提出方法 返信用封筒に申請書と必要書類を入れ、郵送してください。
- 受取方法 10月下旬から順次、申請書に記入した指定口座に入金されます。

問い合わせ先

厚生労働省給付金専用ダイヤル 0570(037)192

※9:00～18:00(平日のみ。ただし、8月1日(月)～12月18日(日)は土日祝も開設)

健康福祉課福祉係 ☎028(677)1112 ※8:30～17:15(平日のみ)